

保護者様

足立区教育委員会

教育長 大山 日出夫

「インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症 登校・登園・登室届」の使用開始について

日頃より足立区教育委員会並びに教育・保育行政にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

この度、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が感染症法上5類となり、学校保健安全法施行規則の一部が改正されました。これを受けまして、新型コロナウイルス感染症感染後の登校・登園・登室再開にあたっては、「インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症 登校・登園・登室届」を学校・保育施設等に提出することといたします。

つきましては、ご理解ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

<新型コロナウイルス感染症に感染した場合の登校・登園・登室届>

1 令和5年5月31日（水）まで

保護者記入の「登校・登園・登室届」の空欄に「新型コロナウイルス感染症」と記入し、学校・保育施設等へ提出していただくようお願いいたします。



2 令和5年6月1日（木）以降

「インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症 登校・登園・登室届」に必要事項を記載し、学校・保育施設等へ提出していただくようお願いいたします。

※ 太枠内は医療機関による記入をお願いしております。医療機関による記入ができない場合は、すべて保護者が記入しても構いません。

※ 新様式は5月下旬から足立区ホームページよりダウンロードいただけます。

(こちらから該当ページにアクセスできます→)



※ インフルエンザの場合もこの「インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症 登校・登園・登室届」を使用してください。ただし、入院を伴う等症状が重い場合は、医療機関が記入した「登校・登園・登室許可証」の提出をお願いします。

登校・登園・登室届 (保護者が記入)

足立区医師会
足立区
足立区教育委員会

医師から登校・登園・登室可能と判断を受けた上で保護者が記入した届が必要な感染症	病名	登校・登園・登室の目安
1	手足口病	症状が改善し全身状態が良好
2	溶連菌感染症	治療開始後2日間経過後、全身状態が良好
3	伝染性紅斑(りんご病)	全身状態が良好
4	感染性胃腸炎	医師の判断が得るまで
5	ヘルパンギーナ	全身状態が良好
6	マイコプラズマ肺炎	症状が改善し全身状態が良好
7	新型コロナウイルス感染症	症状が改善し全身状態が良好

届出先) 学校・園・学童室

年 組 児童・生徒 氏名

受診した病名

通院した期間 月 日～ 月 日 登校・登園・登室可能と判断された日 月 日

5月31日まで

日 保護者名

平成27年4月1日改訂

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症 登校・登園・登室届

(提出先) 学校・園・学童室

年 組 児童・生徒 氏名

※ 足立区医師会会員の医療機関へお願い
インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症と診断した際は、医療機関にて本枠部分の記入(文書料無料の扱い)にご協力をお願いいたします。

※ 医療機関へ様式の持参をしていなかった場合や足立区医師会会員ではない医療機関を受診した場合は、本枠部分についても保護者が記入してください。

診断名 (該当するものに○)	インフルエンザ (A型・B型・不明)	新型コロナウイルス感染症
診断した医療機関名 (医療機関で記入の場合、ご記入の押印可)		
受診した日	年 月 日 ()	
発症した日 ※インフルエンザの場合は発熱した日 ※コロナ無症状の場合は検査した日	年 月 日 ()	
発症からの日数 (発症日)	1日目	2日目
その日の最高体温	3日目	4日目
解熱した日 (0.5未満)	5日目	6日目
	7日目	8日目
	9日目	

※ 裏面の参考「出席停止期間の基準」を確認し、基準を満たしていれば下記にチェック印を入れてください。

【インフルエンザ】
 発症後5日を経過しました。
 解熱した後2日(乳幼児は3日)を経過しました。

【新型コロナウイルス感染症】
 発症後(無症状の場合は検査日から)5日を経過しました。
 症状が軽快して1日を経過しました。

上記2つの基準を満たし、集団生活に支障がない状態ですので、 年 月 日

6月1日以降

保護者氏名 (自署)

足立区教育委員会 足立区医師会と協働課(令和5年5月より運用開始)